

令和7年度 鹿角市スマート農業推進事業補助金のお知らせ

農業の省労力化・所得向上を進めるため、
鹿角市の認定農業者・認定新規就農者を対象にスマート農業機器等
(対象は下記参照)の購入を補助します(審査あり)。

＜対象機械＞

メニュー ※	補助事業の種類	補助対象機器	備考
①	先進的な技術を活用した機器の導入事業、又は環境測定装置の導入事業	AI 灌水システムの導入、又は環境測定装置の導入であって、生産に必要な測定値をパソコン、タブレット又はスマートフォンで確認できるシステムの導入費用	1.パソコン、タブレット及びスマートフォンは補助対象から除く。 2.リース方式又はサブスクリプションの場合は導入に係る諸経費も対象とする。 ※実証試験により一定の導入効果が認められた機器の導入を優先するものとする。
②	省力化や効率化を図る機械の導入事業	農業用アシストスーツ、電動バサミ、充電式運搬車、水田水管理システム、後付け自動操舵システムの導入費用	1.省力化や効率化に寄与する機器であること。 2.リース方式又はサブスクリプションの場合は導入に係る諸経費も対象とする。
③	農業用ドローンの導入事業	主に農薬の散布を目的とした農業用ドローン導入費用	民間教習所の講習を受講すること及び保険に加入することを条件とする。 ただし、講習料、保険料は補助金の対象から除く。

※各メニューのいずれかのみ申請可(重複不可)。また、1メニューにつき1つの機器導入を原則とする。

＜交付対象者＞ 次のすべてを満たすこと

1. 市内に住所または主たる事務所を有する認定農業者もしくは認定新規就農者であること。
2. 地域計画が策定されている地域内において事業実施する者であり、かつ、地域計画の目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実な者であること。
3. 市税に滞納がないこと。

＜補助率＞

税抜き事業費で2分の1以内、補助上限50万円。

1台につき20万円以上(税抜き)の対象機械等の導入に限る。

※税抜き事業費で20万円(申請時点で65歳以上の者にあたっては10万円)以上の対象機器等の導入に限る。

＜申込について＞

事業の実施計画書(申込書)は、市産業部農業振興課窓口(市役所2F)にあります。市ホームページからもダウンロードできます。その他、見積書・カタログの写しなどの書類の提出が必要です。

補助事業の採否は提出された実施計画書等に基づき、審査により決定します。

＜募集期間＞

令和7年4月1日(火)から4月16日(水)まで

- ・詳細についてはHPをご覧ください、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鹿角市農業振興課構造改革推進班

電話 0186-30-0241

FAX 0186-30-1515